

ひょうごキッズ EXPO 実施計画策定・運営業務 仕様書

1. 目的

兵庫県では、2025 年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）という特別な機会に、県内の小学生、未就学児等を対象に、夢や好きを育むための授業を展開し、子ども達の主体性を引き出す環境づくりを行う。さらに、万博開催期間中には、子ども達が抱いている夢を実現するひょうごキッズ EXPO というイベントを地域、企業と共に県内各地で展開することで、自分自身の夢や未来社会について考えるきっかけを創出し、持続可能な社会を共創していく子ども達を育てていく。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

ひょうごキッズ EXPO 実施計画策定・運営業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務内容

■令和6年度

(1) 子ども向け授業実施計画の策定

県内在住の小学生、未就学児等を対象に、夢や好き、興味を育み、主体性を引き出す環境を作るための授業を開催するために必要な次の事項を行うこと。なお、授業はオンライン、リアル会場2つの方法で行うものとするが、実施日時については別日開催でも可能とする。ただし、別日開催の場合であっても、双方の参加者が同一の内容を受講できるようにすること。また、オンライン授業の実施にあたっては、家庭にインターネット通信環境がない子どもなども参加出来るようにするため、学校以外で子どもが集まる施設（児童館、子ども食堂等）と連携して行うこと。

ア 授業内容及び講師の検討・調整

イ 授業実施会場の検討及び施設等との連携

ウ 授業実施スケジュールの策定

エ 授業開催に必要なテキスト及び物品等の手配・作成

オ その他、授業の開催・運営に必要な事項の検討・調整

(2) オンライン、リアル会場での授業実施

ア 運営業務（参加者募集、スタッフ確保、会場設営・撤去等）

イ 授業参加者アンケートの実施（集計、集計結果を踏まえた改善提案・実施等を含む）

ウ その他、授業の開催・運営に必要な事項

(3) ひょうごキッズ EXPO 準備業務

ア 実施会場の選定及び確保

ひょうごキッズ EXPO は万博開催期間中の令和7年4月13日から令和7年10月13日までの期間に実施するものとし、各地の子ども達が参加できるよう、県内複数拠点（2拠点以上）にて開催するものとする。

イ ひょうごキッズ EXPO における個別プログラムの企画及び調整

各拠点での個別プログラムの企画にあたっては、イベントの参加を通して子ども達が自身の夢や未来社会について考える、兵庫の地域資源や魅力に触れられるようなプログラムを必ず盛り込むこと。また、令和6年度に実施した授業参加者のみが参加できるプログラム、授業参加の有無に関わらず誰でも参加できるプログラムの双方を用意すること。さらに、民間企業や地域団体などと連携することにより、創意工夫が凝らされた多様なプログラムとすること。

なお、以下に示すプログラムは必ず盛り込むこととする。

①起業家体験プログラム：各会場2プログラム以上

民間企業等と連携し、子ども達が商品企画、商品製造、販売といった起業家の一連の流れを体験できるプログラム。

②地元企業等の職業体験：各会場5プログラム以上

企業又は団体が出展し、その従業員等が指導者となって、子ども達に仕事を体験してもらうプログラム

③子どもが夢を語るスピーチコンテスト

ウ 個別プログラムへの参加者募集

エ 会場造作デザインの検討・制作

オ ステージイベントの企画及び調整

カ その他、ひょうごキッズ EXPO 開催に向けて必要となる事項の企画・制作等

(4) 広報関係業務

ア チラシ、ポスター制作、チラシ配布計画策定

イ SNS 等を活用した情報発信

ウ 当日記録（写真・動画）撮影

(5) 業務報告書の作成

業務報告書の作成にあたっては、県と協議の上、授業実施日時・場所・参加者数・配布資料、授業の記録（実施内容がわかる写真や動画など）、アンケート集計結果等を含めた内容とすること。

(6) その他本事業の目的達成に必要な業務

■令和7年度

(1) ひょうごキッズ EXPO 運営関係業務

ア 運営業務（参加者募集・連絡調整、スタッフ確保、イベント進行台本作成、会場設営・撤去等）

イ 参加者アンケートの実施・集計

ウ 傷害保険等の必要な保険への加入

エ 警察・消防・保健所等への事前協議・申請関係全般（必要に応じて）

オ その他、ひょうごキッズ EXPO の開催・運営に必要な事項

(2) 広報関係業務

ア チラシ、ポスター制作、チラシ配布計画策定

イ SNS 等を活用した情報発信

ウ 当日記録（写真・動画）撮影

(3) 業務報告書の作成

業務報告書の作成にあたっては、県と協議の上、実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要、配布広報物、公演の記録（実施内容がわかる写真や動画など）、アンケート集計結果等を含めた内容とすること。

(4) その他本事業の目的達成に必要な業務

4. その他要件等

- (1) 事業者独自に協賛金等を集め、自主事業の実施による事業拡大や、一部経費の自己負担を行うことにより、官民連携の趣旨に沿った提案となるよう配慮すること。
- (2) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (4) 受託者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議上、決定するものとする。

5. 事業実施上の留意点

- (1) 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、県の指示により仕様書の内容の追加、変更を行うことがある。なお、自主事業等の提案により、別途覚書を締結することがある。
- (2) 受託者は、事業の履行にあたり、県の指示に従うとともに、県と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。
- (4) 受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 再委託
 - ア 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を

得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

ウ 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

エ 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

オ 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。

カ 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。

6. 著作権

- (1) 受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、兵庫県に帰属し、本業務終了後においても兵庫県が自由は無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。